

融資内容説明書

ろうきん

住宅ローン



本冊子は、お申込人・連帯債務者・連帯保証人としてご契約される方にそれぞれお渡しいたします。

また、本内容は2次元コードから説明動画をご視聴いただけます。

※通信料はお客様のご負担となります。



長野県労働金庫

ごあいさつ

このたびは私ども長野県労働金庫の住宅ローンをお申込みいただき誠にありがとうございます。

マイホームの取得という新しい暮らしの第一歩を踏み出されるにあたり、お客さまの夢の実現のお手伝いをさせていただけることを大変うれしく思います。また、住宅ローンのお借換えをされるお客さまについては、家計負担見直しのお手伝いをさせていただけることを大変うれしく思います。

この冊子は、長野県労働金庫の住宅ローンをお申込みされる（ご契約される）にあたり、あらかじめご説明が必要な事項、ご同意をいただく事項をまとめたものです（ご確認・ご同意をいただきました内容につきましては別書式にてご案内いたします）。

必ず説明を受けていただきますようお願い申し上げますとともに、他の契約書類と同様に保管いただき、今後のお取引のうえで疑問点やご不明な点が出てきた時などにご参照いただければ幸いです。

お客さまの今後のますますのご健勝をお祈りするとともに、長野県労働金庫との末永いお付き合いをよろしくようお願い申し上げます。

長野県労働金庫

目次

< 有担保住宅ローンのお申込み・契約の成立・実行について >	1
< 個人情報保護の取扱いについて >	2
< お申込みいただける方およびお申込時の注意事項について >	3
< 取引資格について >	4
< 反社会的勢力の排除について >	5
< 資金使途について >	6
< 選択宣言「ふわっと500」について >	6
< 住宅つなぎローンについて >	7
< 建物完成前のご融資金一括融資について >	7
< 金利の種類について >	8
< 金利の適用方法について >	13
< 金利適用条件等について >	15
< 保証について（保証機関保証） >	15
< 連帯保証人・連帯債務者としての契約について >	16
< 担保について >	18
< 火災保険（共済）について >	20
< 団体信用生命保険について >	21
< ご返済方法について >	23
< 返却書類について >	24
< 繰上返済について >	25
< 融資関連諸費用について >	27
< 各種融資関連手数料について >	27
< 住宅借入金等特別控除について >	28
< 住宅借入金等特別控除のお手続きについて >	28
< お客さま宛の通知物について >	31
< 団体信用生命保険にご加入の方へ >	32
< ご返済が終了した場合について >	32
< こんなときは労働金庫までお申し出ください >	33

※商品の概要につきましては、別紙、「商品概要説明書」により、ご確認願います。

＜ 有担保住宅ローンのお申込み・契約の成立・実行について ＞

1. お申込みについて

- (1) お客さまから「ろうきんローン借入申込書兼保証依頼書」（以下「借入申込書兼保証依頼書」といいます。）、「個人情報収集・保有・利用・提供に関する同意書」（以下「個人情報同意書」といいます。）、「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書」（以下「表明・確約同意書」といいます。）、およびその他ローンのお申込みに必要な書類を長野県労働金庫（以下「労働金庫」といいます。）にご提出いただきます。
お申込みにあたり、お客さまに「保証依頼書」裏面の「保証委託約款」の各条項、ならびに「個人情報同意書」の同意条項および「表明・確約同意書」の各条項をご承認・ご同意いただきます。
なお、お申込みにあたり、お申込人以外に連帯保証人・連帯債務者が必要なケースがございます。連帯保証人・連帯債務者については、16 ページをご覧ください。
- (2) ローンのお申込みにあわせて、団体信用生命保険にお申込みいただきます。団体信用生命保険については、21 ページをご覧ください。

2. 審査結果のご通知について

- (1) お客さまからのお申込み後、労働金庫および保証機関（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）所定の審査をさせていただきます。
- (2) 審査終了後、お客さまに審査結果をご通知します。審査の結果、ローン利用のご希望に添えない場合がございます。また、審査内容についてはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- (3) 労働金庫からご融資可能とご連絡した後でも、お勤め先への在籍確認（給与明細・社員証による確認やお勤め先への確認等）を行う場合があります。また、お申込内容が事実と異なることが判明した場合や、お申込後にお客さまがお勤め先を退職なさる場合、他金融機関からのお借入などにより信用状態に変動が生じた場合等は、ご融資ができなくなることがありますので、ご注意ください。

3. 契約の成立について

- (1) 審査結果のご通知後、お申込人・連帯債務者・連帯保証人から労働金庫へ「ろうきんローン契約書（金銭消費貸借契約書）」（以下「契約書」といいます。）を差し入れていただきます。契約書の差し入れ後、労働金庫が承諾した日（契約書に記載した契約日）にローン契約が成立します。
ローン契約の締結にあたり、お申込人・連帯債務者・連帯保証人に契約書「規定」の各条項をご承認いただきます。
なお、労働金庫は、ローン契約の締結後であっても、契約書「規定」の「期限前の全額支払い」に該当する事由があるとき、労働金庫に対する権利が譲渡（相続による承継を含みます。）されたとき、金融情勢等の変化があるとき、債権の保全その他相当の事由があるときは、あらかじめお客さまにご通知することなく融資金の交付をとりやめ、またはローン契約を解約することがあります。また、労働金庫は、お客さまが労働金庫の債務について、返済を遅延しているときは、あらかじめお客さまにご通知することなく、遅延が解消されるまでの間、融資金の交付を一時中止します。
- (2) 担保となる建物に対して火災保険（共済）にご加入いただきます。火災保険（共済）については、20 ページをご覧ください。
- (3) ローン契約の締結後、担保物件に抵当権を設定します。担保および抵当権の設定については、18 ページをご覧ください。

4. ローンの実行について

労働金庫所定の方法により、お客さまから事前にお借入希望日をお申し出いただき、このお申し出に基づく実際のお借入日（以下「ローン実行日」といいます。）に、原則としてお客さまがご指定した労働金庫の普通預金口座に融資金を交付（以下「ローンの実行」といいます。）します。

適用金利、初回の返済日、最終回の返済日、毎月の返済金額およびボーナス分の返済金額はローン実行日に確定するものとします。

お客さまより振込指定がある場合、労働金庫は、ローンの実行後、労働金庫の普通預金口座からお客さまの指定した金額を払戻しのうえ、あらかじめお客さまの指定した振込先へお客さま名義で振込むものとします。抵当権の設定ができない等、ローンの実行に必要な条件が整わない場合には、労働金庫はローンの実行は行わないものとします。

ローン実行日として、土・日・祝日およびその他法令で定められた労働金庫の休日を指定することはできません。

お客さまが、「住宅つなぎローン」または、「建物完成前のご融資金一括融資」をご利用になる場合は、7 ページをご覧ください。

＜お申込時に確認いただく事項＞

< 個人情報保護の取扱いについて >

1. 個人情報の取得について

労働金庫では、お客さまより「個人情報同意書」のご提出をいただき、同意の範囲内で個人情報を適法に取得いたします。同意なく、また、不適切な方法にてお客さまの個人情報を取得することはありません。

2. 個人情報の使い途について

労働金庫では、「個人情報同意書」において提示しました利用目的以外には、お客さまの個人情報を利用しません。利用目的は、商品ご利用に際しての資格確認、お申し込みに際しての判断、継続的なお取引における管理、商品開発、各種サービスのご提案等のためとなっております。

なお、融資お申し込み時には融資審査上、個人信用情報機関に登録されているお客さまの個人情報を利用し、融資のお申し込みに係る情報が個人信用情報機関に登録されます。

3. 個人情報の提供先について（第三者、共同利用）

お客さまの個人情報については、保証機関や本契約の連帯保証人等に、労働組合と個人情報の共同利用を行っている場合は当該労働組合に、また、提携融資制度の場合は提携先に、各々の利用目的の達成に必要な範囲内で情報提供をいたします。

【共同利用とは】

労働金庫の会員である「労働組合」は、労働組合員の皆さまの福利厚生を担っており、労働金庫はその福利厚生の一つである「金融サービス」を提供しています。「労働組合」の「組合員」は労働金庫のお客さまですので、個人情報も共有している部分があります。この共有している個人情報を「労働組合」と労働金庫が「共同利用」し、「組合員」であるお客さまに労働金庫の商品・サービスを提供させていただきます。

4. お客さまの権利として、お申し出いただける事項について（開示・訂正、利用停止）

お客さまは、労働金庫が保有している個人情報について開示を求めることができ、内容が事実と異なる場合は訂正・削除を求めることができます（一部開示ができない情報があります）。個人情報の開示に係る手数料の額については、ホームページや店頭等に掲示しておりますのでご確認ください。

また、労働金庫がお客さまの個人情報の取扱いについて、目的外利用をしている場合等には、個人情報の利用停止の請求ができます。労働金庫はお客さまのお申し出に理由があると判断した場合には、個人情報の利用停止を行います。

ダイレクトメール等、商品宣伝物の送付に関する個人情報の利用については、お客さまのお申し出により拒否することができます。同意の有無は融資審査に影響いたしません。

※ご利用融資のご案内についてはダイレクトメールにはあたりません。

（例：返済予定表、特約終了のご案内、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書）

5. 住宅ローンに関する個人情報の取扱いについて（同意いただく項目がある場合、別紙に記載します。）

- (1) 資金使途がローンの借換えの場合、借換え対象ローンの返済用通帳に記載されている個人情報については提供することをご同意いただいたうえで取得いたします。
- (2) 資金使途確認、商品の利用資格確認において、ご提出いただいた書類に記載されているご家族情報についてご同意いただいたうえで取得いたします。

<お申込時に確認いただく事項>

< お申しいただける方およびお申込時の注意事項について >

1. お申込みいただける方

住宅ローンは、下記（１）～（４）の全てに該当する個人の方がお申込できます。

- （１）満 18 歳以上の方で最終ご返済時の年齢が**満 81 歳未満**の方※
（「がん団信」および「オールマイティ保障型団信」の加入をお申込の場合は満 18 歳以上 **51 歳未満**で最終ご返済時年齢**満 81 歳未満**の方※）

※ 返済期間は 50 年以内とさせていただきます。（金利タイプによって最長返済期間は異なります）

- （２）同一勤務先に原則 1 年以上勤務されている方

- （３）安定継続した収入があり、前年税込年収が 150 万円以上の方※

※ 個人事業主の方などの場合は、過去 3 年間の所得（収入状況）を確認させていただきます。

- （４）次ページ記載の「取引資格」を有する方

なお、お申しいただいたお客さまにつきまして、労働金庫とお取引のある労働組合や互助会・親睦会に所属されている場合は、労働金庫から当該団体に照会するなどにより、労働組合組合員や互助会・親睦会の構成員であることの確認をさせていただきます。

2. お申込時の注意事項

住宅ローンは**最高 1 億円**（1 万円単位、金利種類ミックス型は 2 万円単位）までお申しいただけます。

ただし、担保としてご提供いただく不動産の評価額、およびご返済計画によってはお申込額の減額をお願いする場合があります。

ご返済については、無理のないご返済額・ご返済期間のご検討をお願いします。

<お申込時に確認いただく事項>

< 取引資格について >

労働金庫は、労働組合等を会員とする協同組織の福祉金融機関です。お取引は原則として労働金庫に出資している会員の構成員の方が対象となります。融資のご利用に際しては次のとおり、取引資格が必要となります。

なお、ご融資を連名（連帯債務）で利用される場合についても、連帯債務者全員の方が取引資格を有する必要があります。

1. 労働金庫に出資している会員の構成員の方

労働金庫に出資している会員の構成員（組合員）の方が、労働金庫との取引資格の対象となります。なお、融資のお申込みにあたっては出資している会員の構成員（組合員）であることの確認が必要となります。確認にあたっては、「所属確認書」等にて、所属会員より確認させていただく方法をとっております。

※詳細は店頭にてご確認ください。

2. 上記以外の方

融資のご利用にあたっては、労働金庫の出資会員である「長野県暮らしサポートセンター」への加入等により取引資格を取得していただきます。

(1) 長野県暮らしサポートセンターとは

長野県労働者福祉協議会（愛称：ライフサポートセンターながの）が労働金庫、こくみん共済 coop、長野県生活協同組合連合会、NPOなどと提携した、生活あんしんネットワーク事業（地域に福祉のネットワークを広げ、生涯生活サポート）の一環として、職場に労働組合がない勤労者や退職した皆さまおよび離職者が労働金庫等と生涯にわたって取引をしていただくための会員組織として設立された団体です。

(2) 加入にあたって

- ① 「加入申込書」をご提出願います。（入会金・年会費は必要ありません）
- ② お申し込みは労働金庫の各営業店またはローンセンターで承ります。

＜ 反社会的勢力の排除について ＞

労働金庫では、2007年6月に政府が策定した「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」等を踏まえ、反社会的勢力との取引の停止や解約に関する規定（暴力団排除条項）を、普通預金・当座預金・貸金庫・融資取引をはじめとする各種規定に盛り込むことといたしました。

なお、規定改定後の新规定は、規定改定前よりお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

また、普通預金・当座預金・貸金庫取引をはじめとする各種お取引（以下、総称して「預金取引」といいます。）および融資取引をお申込みの際には、お客さまが反社会的勢力でないこと等の表明・確約をしていただくことといたしました。

なにとぞ、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

※以下はろうきんローン契約書からの抜粋です。※電子契約の場合は別途規定をご確認願います。

第12条

（反社会的勢力の排除）

1. 借主または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 借主または保証人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 借主または保証人は、第11条第2項5号の適用により、借主または保証人に損害が生じた場合にも、金庫になんらの請求をしません。また、金庫に損害が生じたときは、借主または保証人がその責任を負います。
4. 借主または保証人は、本条項および第11条第2項第5号が金庫との全ての取引に適用されることに同意します。

第11条

（期限前の全額支払い）

1. (略)
2. 次の各場合には、借主は、金庫からの請求によって、この契約による債務全額について期限の利益を失い、借入要項記載の返済方法によらず、直ちにこの契約による債務全額を返済するものとします。
 - (1) ～(4) (略)
 - (5) 借主または保証人が、第12条第1項に定める暴力団員等もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、借主との取引を継続することが不適切となったとき。
(以下、略)

＜お申込時に確認いただく事項＞

< 資金用途について >

有担保住宅ローンの資金用途は、お申込人本人または2親等以内の居住用住宅のための次の範囲とします。

事業資金、投機目的資金、負債整理資金、および第三者への貸貸等を目的とする投資用不動産の購入等に係る資金にはご利用いただけません。

1. マイホームの購入費用・宅地購入費用・新築費用・関連諸費用等
2. マイホームのリフォーム費用
3. 他金融機関等からの住宅ローンの借換費用等

(注) 資金用途に関して労働金庫に虚偽の申告をされた場合、融資金の全額をお返しいただくことがありますのでご注意ください。

< 選択宣言「ふわっと500」について >

上記の資金用途に加えて、他金融機関でご利用中の無担保ローンおよびカードローンの借換え費用や、労働金庫でご利用中の無担保ローンの借換え費用（カードローン・教育ローンカード型のカード利用中・フリーローンを除く）、家具・家電等の家財購入費用を最高500万円の範囲で借入対象とすることができる商品です。

ただし、借換えの対象とするローンは債務者または連帯債務者の方がご利用中の契約に限ります。

1. 上乗せ金利について

- (1) 労働金庫に出資している会員の構成員の方

上乗せ金利負担はありません。

- (2) (1) 以外の方

クレジットカード、カードローン（教育ローンカード型除く）の借換えを含む場合、住宅ローン選択宣言の適用金利に年0.30%上乗せさせていただきます。

2. 民事再生法における「住宅資金貸付債権（住宅ローン）に関する特則」について

本商品は、民事再生法における「住宅資金貸付債権（住宅ローン）に関する特則」の適用対象外商品となる可能性があります。

<お申込時に確認いただく事項>

< 住宅つなぎローンについて >

新築や土地購入新築資金等で融資の最終実行前に資金をご希望される場合は「住宅つなぎローン」がございます。

「住宅つなぎローン」は**お申込金額の最大90%まで**、かつ必要な資金が上限となります。詳しくは、「住宅つなぎローン・商品概要説明書」をご確認願います。

住宅ローンお申込時の連帯債務者の方は、連帯保証人として「住宅つなぎローン」を申し込めます。

つきましては「連帯保証人・連帯債務者としての契約について」の連帯保証に係る項目をご理解の上で、「住宅つなぎローン」をお申込み・ご利用ください。

< 建物完成前のご融資金一括融資について >

労働金庫に出資している会員の構成員の方（組合員）が対象となります。

建物完成前（抵当権設定登記前）におけるご融資金の資金交付については、「一括融資」、「住宅つなぎローン」のいずれかをご選択いただけます。

「一括融資」は、新築や土地購入新築資金で建物完成前（抵当権設定登記前）の段階で、ご融資金を全額交付いたします（土地購入費用は「住宅つなぎローン」での扱いとなります）。

「一括融資」利用には、建築確認申請書及び建築確認済証等の確認や土地及びその土地上に既に存在している建物の登記識別情報通知・権利証等を提出いただき、抵当権設定登記完了まで労働金庫にて保管をさせていただきます。

「一括融資」後は約定返済が開始となりますが、建物完成後の抵当権設定登記完了まで元金返済据置が利用できます。

建物完成後は担保となる不動産に対して、抵当権設定順位が第一順位となる抵当権設定登記を行っていただきます。

＜ 金利の種類について ＞

住宅ローンの金利については、次の種類からお選びいただきます。

それぞれの金利種類に応じたメリット・デメリットを十分ご検討のうえ、お選びください。

なお、一部の商品においては、金利タイプが限定されている商品もあります。

<b style="color: red;">全期間変動金利型 <u>ご利用期間中、「固定金利選択型」への変更が可能です。</u> <u>(変動金利型利用期間中に適用される優遇利率は異なります)</u> 金利情勢の変化に伴い返済途中で定期的に金利が変動するタイプです。																																															
適用金利	<p>○労働金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下「労プラ」といいます）の変動幅に連動して適用金利が年2回変動します。</p> <p>○年2回の基準日 [4月1日・10月1日] に金利の見直しを行います。4月1日見直し金利は同年7月の約定返済日の翌日から、10月1日見直し金利は翌年1月の約定返済日の翌日から適用します。見直し幅（金利変動幅）は、基準日間の労プラの変動幅となります。</p>																																														
返済金額	<p>○変動金利を継続して5年間ご利用いただいた場合は、契約書の「変動金利の5年目ごとの返済金見直し」を行います。5年目ごとの返済金の見直しは、借入利率の変更にかかわらず、10月1日の見直し基準日を5回経過することに見直し、直後の2月の返済分より変更します。</p> <p>○金利の変動内容によって異なりますが、利用期間中の金利が上昇傾向の場合は返済金が見直し前の返済金額の1.25倍を限度に増額され、利用期間中の金利が下降傾向の場合は返済金そのまま据え置きになり、返済回数が短縮されます。</p> <p>○借入利率が大幅に上昇し、利息額が返済額を超えた場合には、超過部分が未払利息となり、その支払いは次回以降に繰り延べられ、元金は減少しません。未払利息が発生すると、毎回の返済は「未払利息」、「約定利息」、「元金」の順に充当されます。蓄積された未払利息は、利率低下や返済金増額の場合に吸収・調整されますが、最終回の約定返済時点で残存している場合には、一括して返済することになります。</p>																																														
メリット・デメリット	<p>○メリット 低金利局面においては、低金利のメリットを受けられます。</p> <p>○デメリット 金利が上昇した場合は適用金利が上昇し、金利の負担が増加します。また、労プラの上昇に応じて返済金額も増額する場合があります。</p>																																														
例	<p>＜前提：実行日1月30日、約定返済日25日＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">日付</th> <th style="width: 12.5%;">実行日</th> <th style="width: 12.5%;">基準日</th> <th style="width: 12.5%;">利率変更日</th> <th style="width: 12.5%;">基準日</th> <th style="width: 12.5%;">利率変更日</th> <th style="width: 12.5%;">基準日</th> <th style="width: 12.5%;">利率変更日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>1/30</td> <td>4/1</td> <td>7/26</td> <td>10/1</td> <td>1/26</td> <td>4/1</td> <td>7/26</td> </tr> <tr> <td>労プラ</td> <td>2.475%</td> <td>2.600%</td> <td></td> <td>2.475%</td> <td></td> <td>2.675%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>適用利率</td> <td>1.275%</td> <td colspan="2">→ 1.400%</td> <td colspan="2">→ 1.275%</td> <td colspan="2">→ 1.475%</td> </tr> <tr> <td>見直し幅 (金利変動幅)</td> <td></td> <td>+0.125%</td> <td colspan="2">-0.125%</td> <td colspan="2">+0.200%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">（金利は年利表示です。）</p>							日付	実行日	基準日	利率変更日	基準日	利率変更日	基準日	利率変更日		1/30	4/1	7/26	10/1	1/26	4/1	7/26	労プラ	2.475%	2.600%		2.475%		2.675%		適用利率	1.275%	→ 1.400%		→ 1.275%		→ 1.475%		見直し幅 (金利変動幅)		+0.125%	-0.125%		+0.200%		
日付	実行日	基準日	利率変更日	基準日	利率変更日	基準日	利率変更日																																								
	1/30	4/1	7/26	10/1	1/26	4/1	7/26																																								
労プラ	2.475%	2.600%		2.475%		2.675%																																									
適用利率	1.275%	→ 1.400%		→ 1.275%		→ 1.475%																																									
見直し幅 (金利変動幅)		+0.125%	-0.125%		+0.200%																																										

＜お申込時に確認いただく事項＞

固定金利選択型

返済期間中の一定期間に固定金利が選択できるタイプです。

適用金利

○固定金利の特約期間を設定することにより、一定期間固定金利としてご利用いただけます。
固定金利期間終了後は、再度固定金利の特約を設定するか変動金利型を選択いただきます。(特約期間はお返済期間内でのご選択になります。特約期間終了時に残返済期間が特約年数に満たない場合は再特約のお申し出はお受けできません)

○特約期間は3年、5年、10年、15年ものがあり、特約期間により適用金利が異なります。

当初の特約期間は、融資日から初回の約定返済日を起点とし、特約期間終了(3年、5年、10年、15年)後の応当日の1カ月前の約定返済日までとなります。

(例：特約期間3年かつ、融資日が2025年1月30日、約定返済日が25日、初回の約定返済が2025年2月の場合、2028年1月25日までが固定金利適用期間となります。)

融資日	初回約定返済日	特約期間終了日	応当日
2025/1/30	2025/2/25	2028/1/25	2028/2/25

返済金額

○特約期間中は金利が固定されますので、返済金額は変更しません。特約期間の終了時に残高、残返済期間(最終回の約定返済日までの期間)、および特約期間終了後の金利により返済金額を再計算します。

(注) 特約期間終了後の返済金は、契約書の「変動金利の5年目ごとの返済金見直し」に規定される見直し前の返済金額の1.25倍以内の上限返済額に制限されませんので、特約期間終了前の返済金額の1.25倍を超える返済金額となることもあります。

○特約期間終了後の金利が特約締結時より下がった場合は返済金額がそのまま据え置きになり、返済回数が短縮されます。

メリット・デメリット

○メリット

金利上昇局面でも金利を固定することにより返済金額が固定され、返済計画が立てやすくなります。

○デメリット

特約期間終了時の金利が当初金利より上昇すると、返済金額が増額し、返済の負担が増加します。

例

<前提：実行日1月30日、約定返済日25日、初回の約定返済2月、固定特約3年型>

日付	実行日	基準日	利率変更日	基準日	利率変更日	基準日	利率変更日
	2025/1/30	2027/11/1	2028/1/26	2030/11/1	2031/1/26	2033/11/1	2034/1/26
基準金利	1.100%	1.050%		1.200%		1.150%	
適用金利	1.100%		1.050%		1.200%		1.150%

* 引下げ金利は考慮していません。

(金利は年利表示です。)

<お申込時に確認いただく事項>

1. 再特約（再度、固定金利特約を選択）する場合

特約期間終了日の前々月 1 日における労働金庫の住宅ローン店頭表示金利とし、特約期間終了日翌日から適用します。

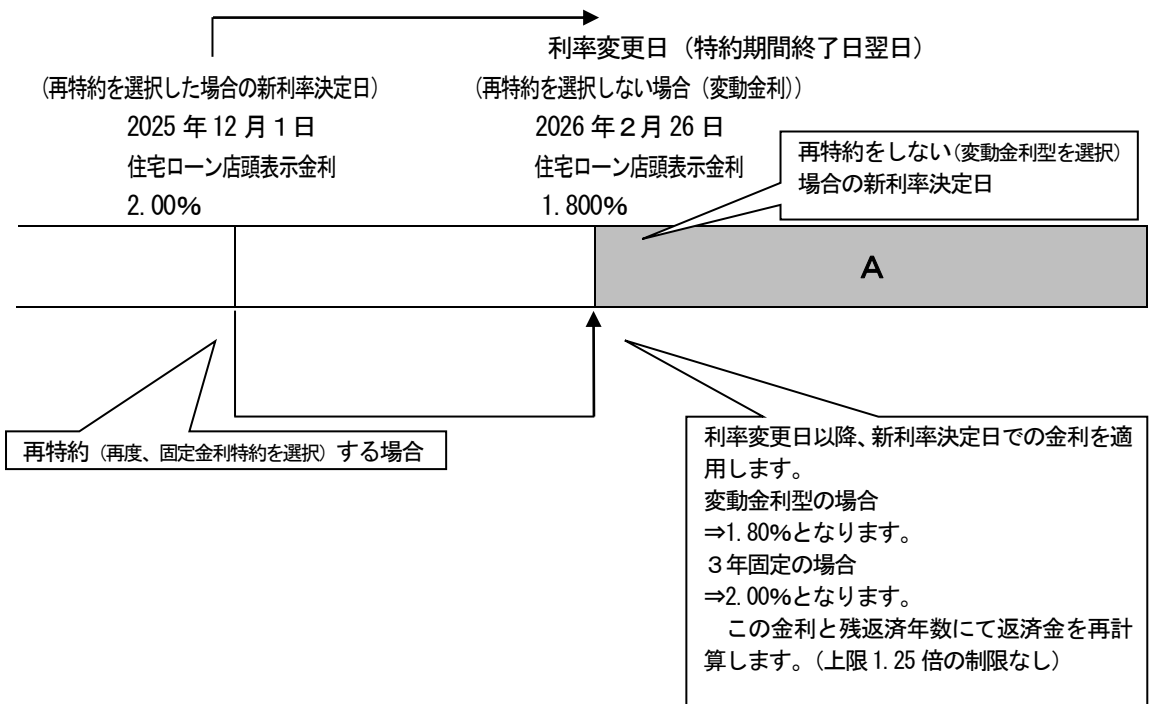
（注）労働金庫所定の手続きが必要になります。特約期間はご返済期間内でのご選択になります。特約期間終了時に残返済期間が特約年数に満たない場合は再特約のお申し出はお受けできません。

2. 再特約しない（変動金利型を選択）場合

特約期間終了日翌日における、労働金庫の変動金利型の住宅ローンで新規に融資する借入金利とし、同日から適用します。

【事例：2025 年 2 月 25 日特約期間終了日の場合】

（下記の例は説明のためのものですので、実際の金利とは異なります。）（金利は年利表示です。）



（注）特約期間終了時に残返済期間（上記事例の A）が固定金利選択型 3 年は 3 年の特約期間、固定金利選択型 5 年は 5 年の特約期間、固定金利選択型 10 年は 10 年の特約期間、固定金利選択型 15 年は 15 年の特約期間に満たない場合、その時点で特約期間は終了し、変動金利に切り替わります。

また、残返済期間が特約年数に満たない場合は再特約のお申し出はお受けできません。

全期間固定金利型

ご契約時の融資金利は最終回の約定返済日まで適用され、
ご利用期間中に変動金利型等、他の金利商品への変更はお取扱いいたしません。

金利適用	<input type="radio"/> ご契約時の金利が完済まで適用されます。 <input type="radio"/> 全期間固定
金額返済	<input type="radio"/> ご契約時の返済金額が完済まで適用されます。
特徴	<input type="radio"/> 全期間にわたり金利が固定されるため、金利変動リスクはありません。
メリット・デメリット	<input type="radio"/> メリット 全期間、金利を固定することにより金利が上昇しても新たな負担はなく返済金額が固定されます。 <input type="radio"/> デメリット 金利下降局面においては、低金利のメリットは受けられません。

ミックス型

2つの金利タイプ（「全期間変動金利型」と「全期間固定金利型」）を組み合わせることにより、それぞれの金利タイプの特徴を取り入れたご返済が可能となります。

特徴	<input type="radio"/> 2つの金利タイプを組み合わせ、それぞれのメリットを活かしつつ将来の金利変動リスクを抑えることが可能です。 <input type="radio"/> 2契約での取扱いとなります。 <input type="radio"/> ご融資金額に対する組み合わせ比率は、50%：50%となります。	
	適用金利	返済金額
		メリット・デメリット
<input type="radio"/> 「全期間変動金利型」および「全期間固定金利型」をご確認ください。		

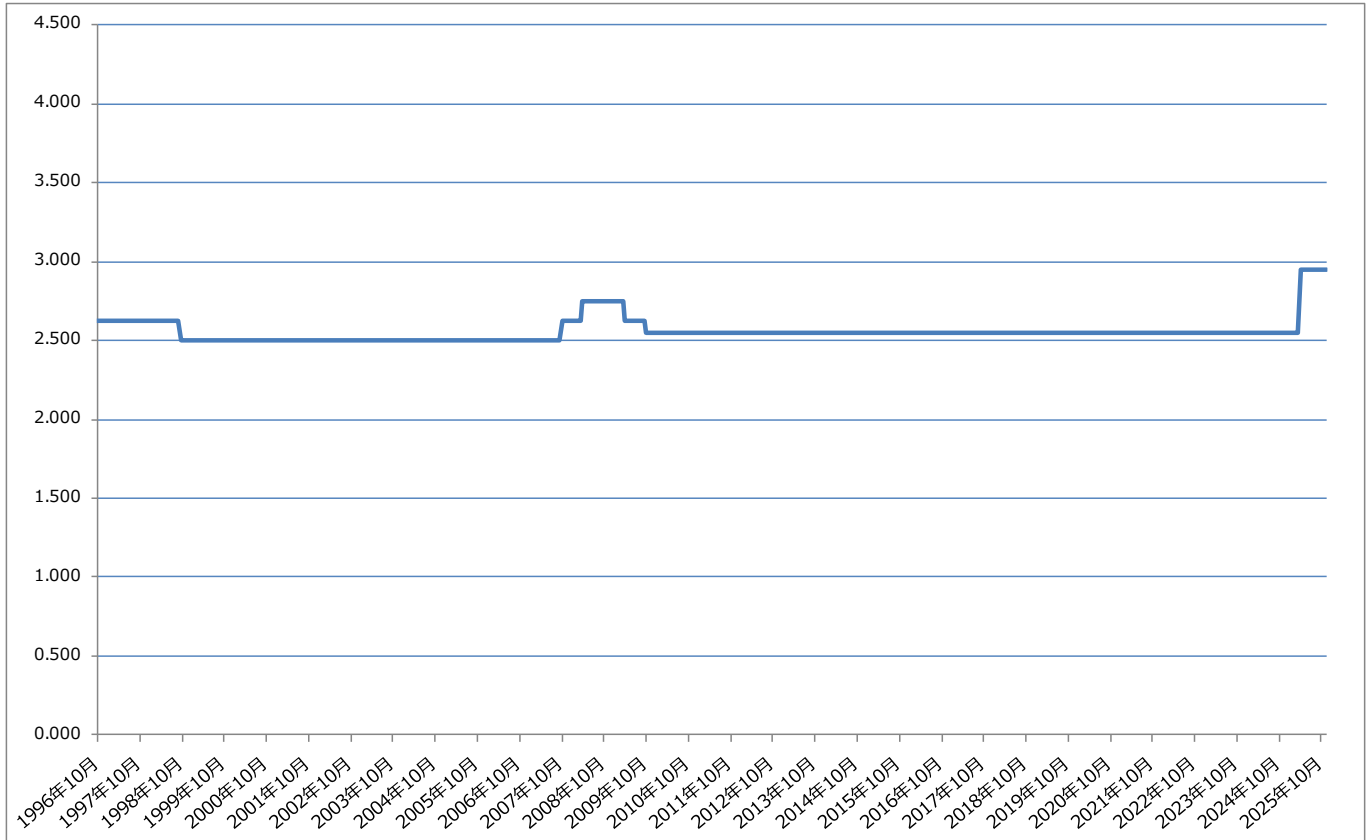
＜お申込時に確認いただく事項＞

(参考)

住宅ローンの変動金利は、労働金庫が定める「労金変動型住宅ローンプライムレート」に連動し、動向によっては適用金利の上昇に伴ってご返済額が増加するリスクがあります。

下表は1996年10月～2025年10月までの「労金変動型住宅ローンプライムレート」の金利推移のグラフです。

最高金利年2.95%から最低金利年2.50%の間で変動していることを示しています。



<お申込時に確認いただく事項>

＜ 金利の適用方法について ＞

1. 全期間変動金利型

適用金利は、年2回、3月1日・9月1日の「労金変動型住宅ローンプライムレート」を基準として、各々直後の4月1日・10月1日から適用されます。

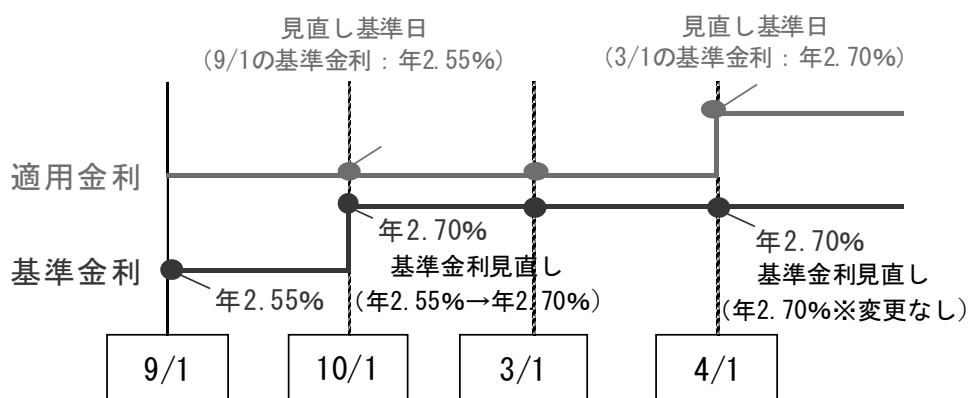
適用金利は、ご融資実行時に基準とする基準日の金利を適用いたします。

なお、融資お申込み時の金利と融資実行時の金利は異なる場合があります。

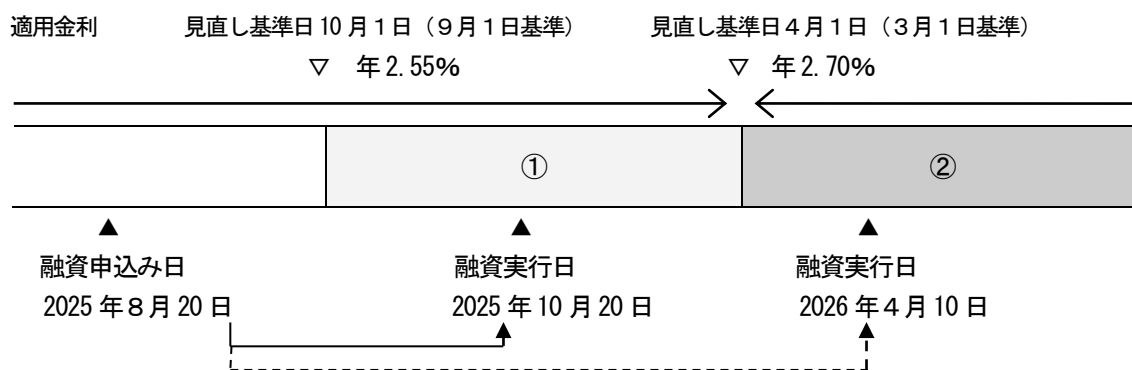
お申込み受付日から融資実行日まで適用金利が上昇した場合、融資金額・返済期間・融資商品についてはご希望に添えない場合があります。

【適用金利推移イメージ】

(下記のイメージおよび例は、「労金変動型住宅ローンプライムレート」が10月1日付で見直しとなり、以降、同率で推移した場合のもので、実際の金利とは異なります。)



【例：2025年8月20日に住宅ローンのお申込みをした場合】



①の期間内 (2025年10月1日～2026年3月31日) に融資実行をする場合

例：融資実行日 10月20日

適用金利 年2.55% (9月1日基準の金利) が適用になります。

②の期間 (2026年4月1日～2026年9月30日) に融資実行をする場合

例：融資実行日 4月10日

適用金利 年2.70% (3月1日基準の金利) が適用になります。

＜お申込時に確認いただく事項＞

※以下はろうきんローン契約書からの抜粋です。※電子契約の場合は別途規定をご確認願います。

第4条（借入利率の変更）

1. 借主は、「労金変動型住宅ローンプライムレート」（以下、「基準金利」といいます。）の利率（以下、「基準利率」といいます。）を基準として、基準利率の変動に伴ってその変動幅と同率で引き上げまたは引き下げられることに同意します。
2. 借入時の基準利率は、次の各号に定める日現在のものとしします。
 - (1) 4月1日から9月30日までの間に借主が借り入れた場合には、直前の3月1日（金庫の休日の場合には、翌営業日）。
 - (2) 10月1日から翌年3月31日までの間に借主が借り入れた場合には、直前の9月1日（金庫の休日の場合には、翌営業日）。
 - (3) 前2号にかかわらず、3月1日から8月31日までの間または9月1日から翌年2月末日までの間に、3月1日または9月1日からの基準利率の引き上げ幅または引き下げ幅が金庫所定の水準（1995年6月1日現在0.5%）以上となり、その後1ヵ月以上を経過した場合には、引き上げ幅または引き下げ幅が金庫所定の水準以上となった日。
3. 基準金利が廃止された場合および金融情勢等の変化その他相当の事由により金庫が基準金利を適用することを廃止した場合には、金庫が定める金利を基準金利と読み替えてこの契約書が適用されるものとしします。

2. 固定金利選択型・全期間固定金利型

適用金利は、お申込み時または融資金の交付日（融資実行日）のいずれか低い金利を適用いたします。

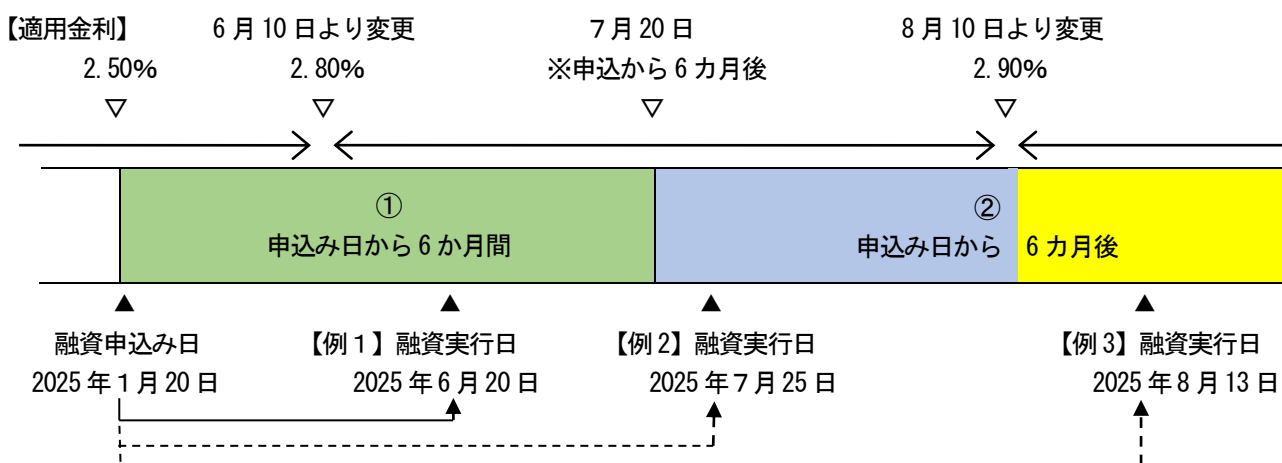
ただし、この取扱いはお申込み日から6ヶ月以内にご融資実行の場合に限ります。

お申込み日から6ヶ月を経過した場合の適用金利は融資実行日の労働金庫の所定金利となります。

その際、お申込み受付日から融資実行日まで適用金利が上昇した場合、融資金額・返済期間・融資商品についてはご希望に添えない場合があります。

例：2025年1月20日に住宅ローンのお申込みをした場合（金利は年利表示です。）

（下記の例は説明のためのものですので、実際の金利とは異なります。）



①の期間内（2025年1月20日～7月20日の6ヶ月以内）に融資実行をする場合

【例1】：融資実行日6月20日

適用金利2.50%と2.80%のうち、低い金利の2.50%が適用になります。

②の期間（2025年7月21日以降）に融資実行をする場合

融資実行日現在の金利が適用になります。

【例2】：融資実行日7月25日

7月25日時点の2.80%（6月10日より変更された金利）が適用になります。

【例3】：融資実行日8月13日

8月13日時点の2.90%（8月10日より変更された金利）が適用になります。

<お申込時に確認いただく事項>

< 金利適用条件等について >

金利適用条件等の概要につきましては、労働金庫ホームページや「住宅ローンパンフレット」などをご確認願います。

< 保証について（保証機関保証） >

労働金庫では、住宅ローンのご利用に際し、**保証機関（一般社団法人 日本労働者信用基金協会）**の保証が受けられることを条件としています（お客さまには、保証機関の保証委託約款を承諾していただきます）。保証機関の保証が受けられない場合、ご融資は受けられません。

保証機関（一般社団法人 日本労働者信用基金協会 [以下「日本労信協」といいます。]）による保証とは…

○日本労信協が、融資をご利用されるお客さまの連帯保証人になることです。このことにより、より多くの方の融資利用を可能としています。

1. 保証料について

(1) **労働金庫に出資している会員の構成員の方は、保証料を労働金庫が負担します。**

(※住宅つなぎローンの保証料につきましてはお客さまにご負担いただきます)

(2) (1) 以外の方は、別途保証料をご負担いただきます。保証料の支払い方法については、次のいずれかよりご選択いただけます。

① 月次後払い方式

適用金利に保証料率を上乗せしてお支払いいただく方法

② 一括前払い方式

融資金額、融資期間に応じた保証料をご融資時一括してお支払いいただく方法

保証料の支払い方法を上記②として、返済途中、全額繰上完済をした場合、日本労信協の定める方法により保証料の一部が返戻されます。(返戻が生じない場合もあります。)

返戻保証料は、単なる残高按分、残保証期間の按分によるものではありません。一定の貸付利率等に基づき算出された未経過保証料から事務管理費等所定金額を控除した金額を、繰上げ返済時の返戻保証料としています。そのため、お支払いいただいた保証料を、残高や残保証期間で按分した金額より少ない額となります。

返済期間を繰上げ返済等で短縮しない場合は、一般に月次後払い方式よりも一括前払い方式の方が保証料負担は少なくなりますが、お早めに完済予定の場合は、月次後払い方式の方が保証料負担の少ない場合があります。

2. 代位弁済について

万が一、お客さまが借入金のご返済ができない状況になった場合は、労働金庫からの請求に基づき、連帯保証人である日本労信協がお客さまに代わり、借入金残高を全額労働金庫に返済します。これを「代位弁済」といいます。

代位弁済により、お客さまの労働金庫への借入はなくなりますが、返済義務が消滅するわけではなく、お客さまは日本労信協への返済義務が発生します（代位弁済後は、日本労信協がお客さまに対して返済の請求を行います）。

<お申込時に確認いただく事項>

＜ 連帯保証人・連帯債務者としての契約について ＞

融資契約上、次のケースに該当される場合は、お申込人以外の方を連帯保証人あるいは連帯債務者としてご契約いただくこととなります。

連帯保証人	連帯債務者
お申込人以外の方の収入を合算してお借入される場合	お申込人以外の方が、労働金庫所定の団体信用生命保険にご加入される場合
当金庫あるいは保証機関が必要と判断し、対象の方にご了承いただいた場合	お申込人以外の方が、住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合
	親子二代にわたり連携してご返済を行う場合

○ご参考：（【連帯保証とは】、【連帯債務とは】）

【連帯保証とは】

連帯保証とは、何らかの事情により借入人（債務者）の返済が滞った場合や借入人（債務者）が返済できなくなった場合に、借入人（債務者）に代わって、労働金庫からの請求に基づき、その返済を行う義務を負うものです。

また、保証機関の保証付の場合や他に連帯保証人がいる場合であっても、以下の「連帯保証の法的効果について」のとおり、請求額全額をお支払いいただくこととなります。

借入人（債務者）からの返済が行われない場合、連帯保証人は債務全額（元金・利息のほか、遅延損害金を含みます。）を直ちにお支払いいただくことがあります。

【連帯債務とは】

連帯債務とは、**複数の債務者が独立して全額のご返済をする義務を負う関係**です。連帯保証が借入人（債務者）に従たる関係であるのに対し、連帯債務は全員が借入人（債務者）であるということが異なります。

○連帯保証の法的効果について

1. **連帯保証には催告の抗弁権がないことについて**

連帯保証人は、金融機関から保証債務の履行を求められたときに、「私ではなく、借入人（債務者）に先に返済請求してください」と言って、その求めを拒むことができません。このことを連帯保証には「催告の抗弁権がない」といいます。

借入人（債務者）からのご返済が遅れますと、借入人（債務者）と同時に、あるいは借入人（債務者）より先に連帯保証人に保証債務としてお支払いいただくことがあります。

2. **連帯保証には検索の抗弁権がないことについて**

連帯保証人は、金融機関から保証債務の履行を求められたときに、「借入人（債務者）には資産があるため、そちらから回収するべく強制執行を行ってください」と言って、その求めを拒むことができません。このことを連帯保証には「検索の抗弁権がない」といいます。

借入人（債務者）からのご返済が遅れますと、借入人（債務者）に資産があっても連帯保証人の資産を競売することがあります。

3. **連帯保証には分別の利益がないことについて**

連帯保証人は、連帯保証人の方が複数いる場合でも、各自が全額の責任を負わなければなりません。このことを連帯保証には「分別の利益がない」といいます。

借入人（債務者）からの返済が遅れますと、保証機関の保証付の場合や連帯保証人の方が複数いる場合であっても、それぞれの方に全額の負担をお願いすることがあります。

＜お申込時に確認いただく事項＞

○期限の利益と期限の利益の喪失について

期限の利益とは、借入人（債務者）が借入金を『分割して返済できる』（または『期日までに返済すればよい』）ことをいいます。

ただし、借入人（債務者）がご契約どおりのご返済ができなくなった場合は、ご契約の期日前であっても借入金の全額をご返済いただくこととなります。このことを「期限の利益の喪失」といいます。

期限の利益の喪失事由には「ご返済が滞り、『次の返済日』（または『支払期日』）までにご返済（元金・利息のほか、遅延損害金を含みます。）いただけなかった場合」や「住所変更などのお届けをいただけずに、所在がご不明となった場合」も該当します。

詳しくは、ご署名・ご捺印いただく、契約書類の規定をご確認ください。（契約書類の写しは交付いたします。）

< 担保について >

住宅ローンは、不動産（土地・建物）を担保とした融資です。原則ご融資の対象となる物件に抵当権を設定させていただいたうえ、ご融資させていただきます（不動産によっては担保にできない物件もあります）。

また、労働金庫所定の担保評価の結果、ご希望金額までのご融資に応じられない場合もありますのでご了承ください。

1. 担保となる不動産について

原則として、ご融資の対象となる土地・建物が担保となります。

- (1) 土地をすでにお持ちの方で、住宅新築・増改築資金をご融資させていただく場合も土地・建物の両方を担保としてご提供いただきます。
- (2) 土地のみを担保としたご融資（土地購入資金）で、後日その土地に建物を建築した場合は、その建物についても追加で担保としてご提供いただきます。
- (3) 抵当権の設定できない土地（保留地等）を担保に提供される場合、土地への抵当権設定ができる状況になった時（換地終了後）に土地への抵当権設定をさせていただきます。
- (4) 担保となる土地の上に複数の建物が存在する場合、その建物を全て担保としてご提供いただきます。また、土地上に登記可能な未登記建物がある場合、当該建物の登記手続を行っていただいた上、担保としてご提供いただきます。
- (5) 担保となる土地の接面道路に持分がある場合は、その道路部分も担保としてご提供いただきます。
- (6) 土地の名義が親・配偶者等の場合は、その土地を担保としてご提供いただきます。
- (7) 担保となる土地から公道に出るまでに、他の方の名義の土地を通行しなければいけない場合、労働金庫所定の手続きが必要になることがありますので、ご了承願います。
- (8) 担保となる土地の登記地目が農地等の場合、宅地等に地目変更登記をしていただきます。
- (9) 相続による所有権移転登記が未了の場合、ご融資利用時までに相続に係わる所定の手続きや所有権移転登記を完了いただきます。

2. 抵当権設定順位について

抵当権設定順位は、原則第一順位となります。なお、先順位抵当権が公的機関等で労働金庫所定の担保評価額を満たす場合は、第一順位でなくてもお取扱いただける場合もあります。

3. 担保となる物件が共有名義の場合（私道部分を除く）

担保物件が共有名義となる場合は、共有者の持分についても担保としてご提供いただきます。また共有者の方は物上保証人、または連帯債務者あるいは連帯保証人としてご契約いただきます。

物上保証人

物上保証人は、申込人等がご返済できなくなった場合、担保として提供された財産に抵当権が実行され、その財産の範囲で責任を負うことになります。

4. 抵当権の設定登記手続きについて

抵当権の設定登記手続きは司法書士に依頼させていただきます。抵当権設定登記手続き費用はお客さまにご負担いただきます。

<お申込時に確認いただく事項>

5. 抵当権者について

抵当権の設定にあたっては、抵当権者（抵当権を行使する者）は保証機関である「一般社団法人 日本労働者信用基金協会」となります。

ただし、土地区画整理事業地の「仮換地」「保留地」等を担保に提供される場合は、「長野県労働金庫」が抵当権者となります。

6. 担保不動産の現地調査について

労働金庫では、担保不動産についてはお客さまのご同意をいただいたうえで、現地調査をさせていただく場合があります。

7. (お願い) 司法書士による抵当権設定時の本人確認の実施について

2008年3月1日から、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」が施行されました。(マネーロンダリング・テロ資金供与防止目的の法律)

この法律によって、不動産売買および登記手続業務を行うためには、ご本人を確認する資料の提示をいただき、司法書士にて本人確認記録を保管することが義務付けられました。

このため、登記手続業務を行うために、司法書士が運転免許証等により、お客さまのご本人確認を実施させていただいたり、ご自宅へ電話にて確認させていただいたりすることがありますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ご本人確認のためにご提示いただく資料は、登記手続業務によって異なります。司法書士より必要な資料をご案内させていただくこととなりますので、よろしくようお願い申し上げます。

< 火災保険（共済）について >

1. 火災保険（共済）のご加入について

建物を建築、または購入されるにあたり、担保となる建物が火災等の被害にあわれるなど万一のことを想定し、**火災保険（共済）へのご加入が必要**です。担保となる建物に対して火災保険（共済）に加入いただく制度を次のいずれかでお客さまにご選択いただきます。なお、火災保険には、返済期間中ご加入いただきます。

（1）「ろうきん住宅ローン総合保険 THE 住まいの保険」にご加入いただく

- ① 「ろうきん住宅ローン総合保険 THE 住まいの保険」は、労働金庫が損害保険会社の代理店となり、販売しています。この火災保険は全国「ろうきん」の統一制度であり、一般的な火災保険よりも保険料は割安に設定しています。
- ② 本火災保険契約はお客さまと引受け保険会社とのご契約となり、預金等とは異なるため、預金利息はつきません。また、預金保険の対象とはなりませんので、元本（払込済みの保険料）の保証はありません。
- ③ 本火災保険へのお申込みの有無がローン申込・契約の内容等に影響を及ぼすことはありません。
- ④ 保険料はお客さまにご負担いただきますのでご了承願います。

（2）「ろうきん住宅ローン専用火災共済 住まいる共済」にご加入いただく

- ① 「ろうきん住宅ローン専用火災共済 住まいる共済」は、労働金庫がこくみん共済 coop の募集代理店として、販売（媒介）しています。こくみん共済 coop の組合員が火災共済を利用できます（※組合員でない場合、組合員加入が必要です）。一般的な火災共済よりも共済掛金は割安に設定されています。
- ② 本共済契約はお客さまとこくみん共済 coop とのご契約となり、預金等とは異なるため、預金利息はつきません。また、預金保険の対象とはなりませんので、元本（払込済みの共済掛金（保険料））の保証はありません。
- ③ 本火災共済へのお申込みの有無がローン申込・契約の内容等に影響を及ぼすことはありません。
- ④ 共済掛金はお客さまにご負担いただきますのでご了承願います。
- ⑤ 共済期間は1年間です。掛金は年払いのみとなっており、2年目以降の共済掛金は、普通預金口座からの自動振替となります。特に変更や解約のお申し出のない限り、共済契約は自動更新されます。ご返済終了後に到来する共済期間満了日をもって、契約期間は終了します。

（3）お客さまが選択された任意の火災保険（共済）にご加入いただく

- ① 上記の「ろうきん住宅ローン総合保険 THE 住まいの保険」「ろうきん住宅ローン専用火災共済 住まいる共済」に加入されない場合は、お客さまご自身で保険会社（共済組合）等の任意の火災保険（共済）にご加入いただきます。なお、借換え等の場合は加入済の火災保険（共済）を継続することができます。
- ② 任意の火災保険（共済）制度につきましては、労働金庫の職員は説明が一切できません〔保険料（掛金）の試算もできません〕ので、各保険会社（共済組合）等の代理店より説明を受けていただくこととなります。
- ③ 保険料（共済掛金）はお客さまにご負担いただきますのでご了承願います。

2. 火災保険（共済）金請求権に対する質権設定について

ご加入いただいた火災保険（共済）への質権設定は原則行いませんが、次の場合は火災保険（共済）金請求権に対して質権を設定させていただきます。

- ① 担保となる建物が店舗併用住宅である場合
- ② その他、労働金庫が必要と判断する場合

<お申込時に確認いただく事項>

＜ 団体信用生命保険について ＞

住宅ローンをご利用になる際は、お客さまの万一のことを想定し、「ろうきん団信」、「引受緩和団信」、「就業不能保障団信」、「がん団信」または「オールマイティ保障型団信」（以下「団体信用生命保険」といいます。）のいずれかにご加入いただきます。

団体信用生命保険にご加入いただけない場合は、労働金庫窓口にご相談ください。

なお、ご加入いただけない場合、ご融資できない場合もありますのでご了承ください。

1. 団体信用生命保険制度の概要および制度の比較

種類	ろうきん団信	引受緩和団信	就業不能保障団信	がん団信	オールマイティ保障型団信
商品名	団体信用生命保険	引受条件緩和・割増保険料適用特約付団体信用生命保険	団体信用就業不能保障保険(※2)	がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険(※3)	3大疾病保障特約・障がい特約付団体信用生命保険(※4)
保険会社	明治安田生命保険相互会社 他(※5)				日本生命保険相互会社 他
支払事由	死亡・高度障がい		死亡 高度障がい 長期就業不能 就業不能	死亡 高度障がい がん疾病 余命6カ月以内と判断されるとき (リビング・ニーズ特約) (※6)	死亡 高度障がい 3大疾病 身体障がい状態
保険金額 (※1)	最高1億円				
加入年齢 (契約時の年齢)	満18歳以上満66歳未満			満18歳以上満51歳未満	
保険対象 期間	満81歳の誕生日の前日まで				

(※1)：保険金額について

残高に応じて定まり、返済に応じて変動（減）します。他の金庫からの借入も含めて「ろうきん団信」「引受緩和団信」「就業不能保障団信」「がん団信」「ろうきんオールマイティ保障型団信」を通算して1億円までとなります。

(※2) 団体信用就業不能保障保険制度とは

死亡、所定の高度障がい状態もしくは長期就業不能保険金の支払い事由に該当した場合、保険金が支払われるものです。

(※3) がん保障特約とは

ろうきん団信の保障に加え、がん保険金所定の支払い事由に該当した場合、保険金が支払われるものです。

(※4)：3大疾病保障特約・障がい特約とは

「3大疾病〔悪性新生物（ガン）・急性心筋梗塞・脳卒中〕」により所定の支払い事由に該当した場合、または病气やケガで所定の身体障害の状態となった場合、保険金により住宅ローン残高が全額返済されるものです。

(※5)：引受緩和団信は、明治安田生命保険相互会社のみです。

(※6)：リビング・ニーズ特約とは

余命6カ月以内と判断され所定の支払い事由に該当した場合、保険金が支払われるものです。余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います。

＜お申込時に確認いただく事項＞

2. 告知書のご提出について

団体信用生命保険のご加入にあたっては、「加入申込書兼告知書」により加入が認められることが必要になります。また、保険金額や健康状態により、健康診断書（保険会社所定用紙）が必要となる場合があります。「加入申込書兼告知書」の告知事項が事実と相違した場合、保険金は支払われませんので、ご注意願います。

※「加入申込書兼告知書」の有効期限は告知日から1年以内となりますので、融資実行前に有効期限が切れてしまう場合、改めて告知書のご提出が必要になります。ただし、オールマイティ保障型団信「加入申込書兼告知書」の有効期限は180日以内となります。

※保険金額等により連帯債務者がいらっしゃる場合、複数の方で団体信用生命保険にご加入することが可能です。複数の方で団体信用生命保険にご加入を希望される場合は、労働金庫窓口にご相談ください。

※夫婦連帯債務でローンを利用される場合には、連生団信もご選択いただけます。

（ろうきん団信、就業不能保障団信およびがん団信に限ります。オールマイティ保障型団信および引受緩和団信は対象となりません。）

※団体信用生命保険の種類（プラン）によっては、金利上乘せとなるものがあります。上乘せする金利は「お客様ご確認シート」にてご案内します。

※この保険は生命保険料等控除の対象にはなりません。

※ろうきん団信、引受緩和団信、就業不能保証団信、がん団信はWeb告知をご利用いただけます。

3. 保険金支払いの制限

保険金のお支払いには制限条件があります。詳しい契約内容につきましては、「加入申込書兼告知書」に記載の「契約概要」「注意喚起情報」等でご確認ください。

4. 連帯債務で返済をする際の留意点

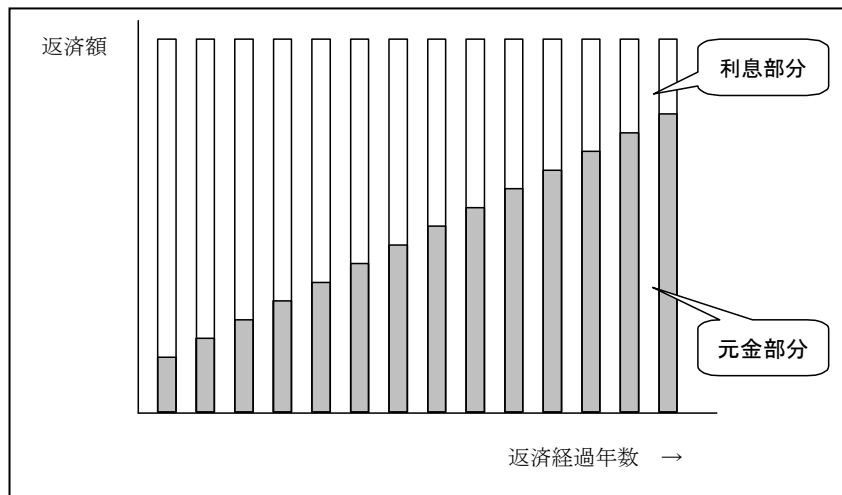
団体信用生命保険からの保険金の支払いによって完済された住宅ローンの借入者に連帯債務者がいた場合、もう一方の債務者（連帯債務者）のローンが免除される部分が一時所得とみなされ、所得税の課税対象となる場合があります。詳しくは最寄りの税務署にお問い合わせください。

< ご返済方法について >

住宅ローンのご返済は「元利均等返済」となります。

「元利均等返済」とは、返済金額（毎月およびボーナス）の中に元金と利息が含まれており、元金と利息の合計額が一定（毎月およびボーナス）となる返済方法です。（金利の変動による返済金額の変更は除きます）

< 元利均等返済のイメージ >



1. ご返済の方法について

お客さまの労働金庫の普通預金口座からの引落による返済となります。

ご返済が始まるまでにお勤め先に労働金庫の普通預金への給与振込の手続を行うことにより、給与（ボーナス）が自動的に労働金庫の普通預金口座に振り込まれるため、ご返済の手続が省けます。

給与控除・給与振込での返済手続ができない場合、労働金庫の店舗窓口・自動預払機（ATM）による入金ができます。なお、ゆうちょ銀行・セブン銀行・イオン銀行・ローソン銀行・イーネットのATM、および一部の地銀・信金・信組のATMでも入金の手続が可能です。

また、お客さまがお持ちの労働金庫以外の金融機関の普通預金口座より、お客さまの労働金庫の普通預金口座へ毎月自動的に送金することもできます。詳しくはお取引先の金融機関にお問い合わせください。（手数料が必要な場合があります。）

※普通預金口座からの引落しによる返済では、返済日が土曜・日曜・祝日の場合、翌営業日に引落しされます。

※お勤め先により給与振込等の手続が異なりますので、ご確認願います。

※ご返済期間中、金利の特約期間終了等により返済金額が変わる場合がありますので、その際は労働金庫からの案内をご確認ください。ご不明な点があればご相談願います。

< お申込時に確認いただく事項 >

2. 初回の返済日について

初回の返済日については、上記1. でご説明している手続きの都合があるため、労働金庫職員とご相談いただくようお願いいたします。なお、ご融資の日から初回の返済日までの期間が長い場合は、支払利息が増加するため、返済金額が変わる場合があります。

※初回の返済日についてはご相談の上、「お客様ご確認シート」にてご確認いただきます。

また、ご融資時にお渡しいたしました「ろうきんローン契約書」の控え（写し）または「返済予定表」で契約内容、返済内容、返済方法をご確認ください。

3. 毎月・ボーナスの返済日等について

ボーナス併用返済をご利用のお客さまは、ボーナス月の返済金が毎月分とボーナス月分の合計金額となりますので、ご注意ください。

(1) 労働金庫に出資している会員の構成員の方

毎月・ボーナスの返済日は、あらかじめ決められている場合があります。ご不明な点があればご相談願います。

(2) (1) 以外の方

返済日については窓口にご相談願います。なお、ボーナス併用返済をご希望される場合、毎月の返済日とボーナス返済日は同日とさせていただきますので、ご了承ください。

4. 遅延損害金について

返済金（毎月およびボーナス）に対し、決められた返済日にご入金いただけない場合は、遅れている返済分の元金に対し、**年利14.5%（年365日の日割計算）の遅延損害金を返済金と合わせてご請求させていただきます。**決められた返済日をご確認いただき、入金遅れの無いようご注意願います。（給与振込等で確実にご入金することをおすすめいたします。）

< 返却書類について >

ご融資の申込みにあたり当金庫へご提出いただいた書類は、ご返却することができませんので、ご了承ください。

< 繰上返済について >

- (1) いつでも、どこの営業店でも繰上返済していただくことが可能です。
※時間帯は、労働金庫営業日の9:00~15:00までとなり、土曜日・日曜日・祝日・振替休日・年末年始(12月31日~1月3日)休業日は除きます。
※全額繰上返済(繰上完済)をご希望の場合は、15営業日前までに労働金庫窓口までご連絡ください。
- (2) 繰上返済の金額に制限はありません。
※前のご返済日の翌日(ボーナス返済分については、前回のボーナスのご返済日の翌日)から繰上返済希望日までの清算すべき利息額を超える金額(清算利息+1円以上)が必要となります。
- (3) 一部繰上返済をすることにより、返済回数が短縮されます。なお、「元利均等返済」でボーナス返済を併用されている場合、ボーナス分を優先的に充当いただくか、または繰上返済後の毎月の返済終了日がボーナス分の返済終了日以降であることを条件に毎月分にも繰上返済いただくことができます。
- (4) 繰上返済にあたっては、「融資金の繰上返済に伴う説明書」の内容を確認のうえ、「繰上返済受付票(兼口座振替依頼書)」をご提出いただきます。

1. 繰上返済のメリット

- (1) 元金の一部を繰上返済することで、最終回返済日より早く完済することができます。なお、繰上返済後も返済金額は変わりません。
- (2) 繰上期間に対応する利息の支払期間がなくなることで、元利金総返済金額が圧縮されます。繰上返済時期が早いほど、この圧縮効果は高くなります。

2. 繰上返済に関する留意点

- (1) 固定金利特約型を選択された場合、固定金利特約期間終了の際、最終回返済日までの期間から返済金額等を再計算するため、繰上返済日に発行した計算書の終了予定日と、特約期間終了の際に発行される返済予定表等記載の終了予定日が異なる場合があります。

変動金利ご利用中で、繰上返済後の金利上昇局面における金利変更に伴う返済金額の見直しにあたっては、前倒しとなっていた「実際に返済が終了する日」を、「最終回の返済日までの期間」を最長として延長します。(返済金額の増額より「実際に返済が終了する日」の延長を優先します。)

※金利下降局面における金利変更に伴う返済金の見直しは、返済金はそのままとし、「実際に返済が終了する日」をさらに前倒しとします。

- (2) 金利種類「ミックス型」を選択された場合、繰上返済は、2契約に対し同一金額を充当する扱いとなります。

全額返済は、2契約を同時に全額返済いただく扱いとなります。2契約の残高がある状態で一方の契約のみの全額返済は行えません。

- (3) 住宅借入金等特別控除

「住宅借入金等特別控除」または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」は、年末借入残高に対して一定割合の税の還付が受けられる制度です。

繰上返済されると残高が減り、控除額が減額になることとなります。また、繰上返済により全返済期間(初回返済日から短縮後の最終返済日まで)が10年未満になると控除対象外となりますので、あわせてご注意ください。

<お申込時に確認いただく事項>

(4) 贈与

他人から贈与された資金による繰上返済は贈与税の対象となります。

ご本人の資金による早期かつ多額の繰上返済資金については、資金の準備先を明確にして、定期預金のお利息計算書など保管されるようにしてください。

また、住宅取得資金贈与の特例の対象となりませんので、親族等からの贈与にはご注意ください。

(5) 早期全額返済取引におけるご留意点

2010年6月18日施行の改正利息制限法では、利息および融資関連の諸手数料、ならびに保証機関の保証料を合算して、同法の定める上限利率以下とするよう定められました。

この法改正に伴い、同日以降ご契約の融資口座について、極めて早期にご融資金を全額償還いただいた場合に、ご契約時の約定通りに労働金庫で利息・手数料を、また保証機関で保証料をいただくと、それらの合計額が同法の定める上限利率を超える場合も発生することになりました。

この場合には、手数料および保証料の減免・返戻等を行うことにより、総額が制限利息以下になるよう、労働金庫および保証機関において調整いたします。

(6) インターネットバンキング<ろうきんダイレクト>での繰上返済

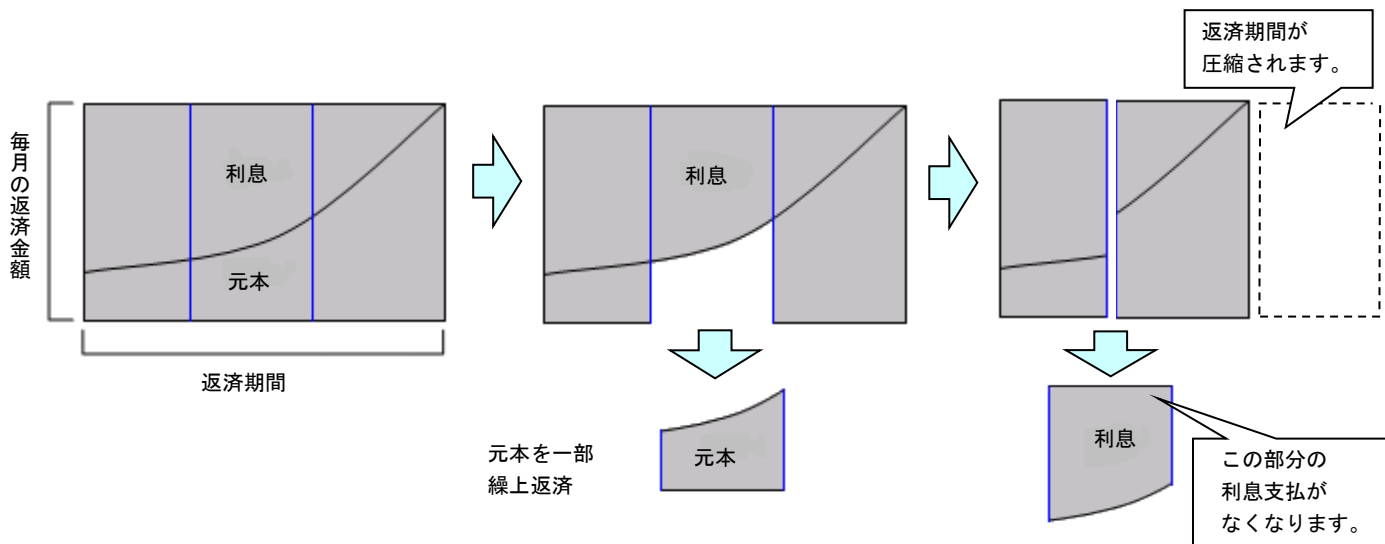
インターネットバンキング<ろうきんダイレクト>をご契約の場合、住宅ローンの繰上返済の試算、および一部繰上返済、毎月・ボーナス時併用返済時のボーナス時全額返済が可能です。

ただし、全額繰上返済、金利種類「ミックス型」を利用されている場合については、インターネットバンキング<ろうきんダイレクト>ではお取扱いができませんので、窓口にご相談願います。

※システムメンテナンス等によりインターネットバンキング<ろうきんダイレクト>での繰上返済がご利用いただけない場合があります。

3. 一部繰上返済のイメージ図（元利均等返済の場合）

一部繰上返済のイメージをご案内いたします。



＜ 融資関連諸費用について ＞

ご利用される融資に係る次の費用は**お客さまのご負担となります**のでご了承願います。

1. 不動産担保ローン取扱手数料	<p>○融資実行時に融資金額から差し引きさせていただきます。</p> <p>(1) 労働金庫に出資している会員の構成員の方 ・・・・・・・・22,000 円(税込)</p> <p>(2) (1) 以外の方 ・・・・・・・・44,000 円(税込)</p> <p><u>※障がいをお持ちのお客様につきましては、手数料が無料となります。</u></p>
2. 収入印紙代 (金銭消費貸借契約証書・特約書等)	<p>○金銭消費貸借契約証書に貼付する印紙代は融資金額により異なります。</p> <p>○特約・再特約手続をする場合、特約書に貼付する 200 円の収入印紙代が必要です。</p> <p>○その他、別途、収入印紙代が必要な場合があります。</p> <p>※電子契約の場合は原則不要です。</p>
3. 登記費用(抵当権設定等に係る登録免許税、司法書士報酬、物件の全部事項証明書取得費用。書類の作成日付について完全な証拠力を持たせるために確定日付設定が必要な場合は、確定日付設定費用を含む。)	<p>○住宅ローンの担保としていただく不動産への抵当権設定登記手続き費用は、お客さまにご負担いただきます。</p> <p>○抵当権の設定できない土地(保留地等)を担保としてご提供される場合、換地終了後に土地に対して抵当権設定を行うため、別途登記費用が必要になりますのでご了承ください。</p> <p>○担保となる不動産に借換対象ローンの抵当権が設定されている場合、抵当権の抹消登記手続きが必要になります。抹消登記手続き費用はお客さまにご負担いただきます。</p> <p>○抵当権設定後、お客さまからのお申し出により融資ご利用を取り止め(金銭消費貸借契約の解除)された場合、(根) 抵当権の設定・解除費用はお客さまにご負担いただきます。</p> <p>○お客さまのご都合により担保物件(土地・建物)の所有者や所有割合を変更する等の登記手続きが必要となった場合、登記費用はお客さまにご負担いただきます。</p>
4. 火災保険料(火災共済掛金)	<p>○担保となる建物が火災等の被害にあわれるなど万一のことを想定し、火災保険(共済)へのご加入が必要です。</p>
5. その他	<p>○融資手続きに必要な公的証明書等の取得費用が必要です。</p>

＜ 各種融資関連手数料について ＞

各種手数料は、次のとおりです。(将来において変更となる場合もありますのでご了承願います。)

手数料種類		手数料金額
1. 一部繰上返済手数料		無料
2. 全額返済手数料	選択宣言「全期間変動金利型」	33,000 円(税込)
	選択宣言「固定金利選択型」	
	選択宣言「全期間固定金利型」	
	選択宣言「ミックス型」	
3. 再特約手数料	選択宣言「固定金利選択型」	無料
4. 金利タイプ切替手数料	全期間変動金利型から固定金利選択型への切替	無料
5. 条件変更手数料 (※一部の融資商品、条件変更は対象外)		5,500 円(税込)

※障がいをお持ちのお客様につきましては、手数料が無料となります。

※ 2025 年 4 月 1 日現在
 <お申込時に確認いただく事項>

＜ 住宅借入金等特別控除について ＞

住宅ローンを利用され、一定の要件にあてはまる場合は、住宅ローンの年末残高等に応じて所得税額から控除が受けられる「住宅借入金等特別控除」または「特定増改築等住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。最初の年は確定申告を行うことが必要です。

住宅ローンの借換えの場合、次の三つの要件のすべてに当てはまる場合には、所得税額から控除が受けられる「住宅借入金等特別控除」の適用を受けることができます。

- ① 新しい住宅ローンが当初の住宅ローンの返済のためのものであることが明らかなこと。
- ② 新しい住宅ローンが 10 年以上の返済期間であること等、住宅借入金等特別控除の対象となる要件にあてはまること。
- ③ 当初の住宅ローンが、住宅借入金等特別控除の対象となっていたこと。

なお、住宅借入金等特別控除を受けることができる年数は、居住を始めた年から一定期間であり、住宅ローンの借換えによって延長されることはありませんのでご留意願います。

※ 2026 年 1 月 1 日現在

＜ 住宅借入金等特別控除のお手続きについて ＞

住宅借入金等特別控除を受ける最初の年分は確定申告を行う必要があります。(住宅ローンの借換え以外の場合) また、居住 2 年目以降は年末調整にてお手続きが可能です。

お手続きについては以下のとおり住宅借入金等特別控除における控除方式によって異なります。

なお、控除方式については下表を参照ください。

融資実行日	居住開始日	資金使途	
		他金融機関等からの住宅ローンの借換費用	マイホームの購入費用 宅地購入費用・新築費用 マイホームのリフォーム費用
2025 年 12 月以前	/	証明書方式	
2026 年 1～12 月	/	証明書方式	調書方式
2027 年 1 月以降	2022 年 12 月 31 日まで	証明書方式	/
	2023 年 1 月 1 日以降	調書方式	調書方式

1. 「証明書方式」の場合

(1) 「証明書方式」とは

住宅借入金等特別控除を受ける納税者の方が、金融機関から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「年末残高証明書」といいます)を確定申告または年末調整の際に、税務署または勤務先に提出する方式です。

(2) 年末残高証明書の発行時期

居住 1 年目の年末残高証明書についてはお借入れされた翌年の 1 月下旬頃に、2 年目以降は毎年 10 月下旬頃に郵送いたします。

＜お申込時に確認いただく事項＞

(3) 年末残高証明書の交付

年末残高証明書は、連帯債務者の方がいる場合、債務者の方全員分が交付されます。

例：債務者Aさんに連帯債務者Bさんがおり、12月末残高（推計）1,000,000円の場合
→「年末残高証明書」はAさんあてに、Aさん、Bさん両名分が交付されます。

（借入残高はともに1,000,000円と記載されています。）

2. 「調書方式」の場合

(1) 「調書方式」とは

金融機関が税務署に「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を提出し、国税当局から納税者にマイナポータル連携により住宅ローンの「年末残高情報」を提供する方式です。控除手続きに年末残高証明書は不要となります。なお、住宅借入金等特別控除を受ける方は金融機関（労働金庫）へ「住宅ローン控除の適用申請書」を提出する必要があります。

(2) e-Tax マイページの事前準備

「年末残高情報」については、マイナポータル連携によりe-Taxのマイページにて情報取得することとなりますので、e-Taxマイページにて事前準備を行う必要があります。お手続きの詳細については国税庁ホームページをご確認ください。

なお、確定申告の開始時期（翌年2月中旬）に「年末残高情報」を取得するためには、居住開始した年の12月末までにe-Taxマイページにて事前準備を行う必要がありますのでご留意願います。

(3) 居住2年目以降のお手続き

確定申告で、「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書兼年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」（以下「控除証明書等」といいます）の受取方法について「電子交付」を希望した場合は、居住2年目以降は毎年11月中旬に「控除証明書等」が交付されます。勤務先に「控除証明書等」を提出することで、年末調整にて住宅借入金等特別控除を受けることができます。

なお、確定申告時に控除証明書等の受取方法について「書面交付」を希望した場合は居住2年目の11月下旬頃に、居住2年目以降分が一括で郵送されます。

※年末残高や控除見込額（以下「年末残高等」といいます）が記載された控除証明書等の交付は居住2年目分のみとなりますので、年末残高等が記録された居住3年目以降分の控除証明書等が必要な場合は、確定申告時に「電子交付」を希望してください。

3. 返済期間の短縮により、住宅借入金等特別控除の対象外となる場合について

住宅借入金等特別控除の対象となるローンについては返済年数が10年（毎月返済回数120回）以上となりますが、当初対象となっても次に該当する場合には対象外となりますのでご留意願います。

(1) 繰上返済を行って、融資実行日から返済終了予定日までの期間が10年未満（毎月返済回数120回未満）になった場合

(2) 金利の変動（金利の特約期間の終了も含む）により返済回数が短縮され、返済期間が10年（毎月返済回数120回）未満に変更された場合

※（1）の場合は、繰上返済時に窓口にご相談願います。

（2）の場合は、窓口にご相談のうえお手続きください。（収入印紙代等の手数料が必要な場合があります）なお、金利変動により住宅借入金等特別控除の対象外にならないよう毎月返済回数を120回より多くすることもできますので、ご相談願います。

4. 連帯債務で返済をする際の留意点

当初、夫婦ともに連帯債務者となってローンを支払うこととしましたが、その後配偶者の方が退職をする等でローンをお一人で返済する場合、税法上「返済の贈与」とみなされ、税務署への申告が必要になる場合がありますのでご留意願います。（詳しくは最寄の税務署にご相談願います。）

5. 諸費用を含めて借換えされる場合の注意点

諸費用を含めて借換えをする場合、年末時点の住宅ローン残高全額が控除対象となるわけではありません。下記の算式により求めた金額が住宅借入金等特別控除の対象となる住宅ローンの年末残高となりますのでご留意願います。

$$\text{新たな借入金の年末残高（注1）} \times \frac{\text{借換えした時点の旧借入金残高（注2）}}{\text{借換えによる新借入額（注3）}}$$

（注1）労働金庫がご融資する住宅ローンの年末時点の残高

（注2）旧住宅ローン借入金の残元金合計

（注3）労働金庫がご融資する住宅ローンの借入金額

6. その他

- （1）繰上返済されると残高が減り、控除額が減額になることとなります。
- （2）控除の適用を受けるためには一定の条件があります。控除の適用条件や住宅借入金等特別控除の適用を受けるための書類の記入等につきましては、最寄の税務署にお問い合わせ願います。
- （3）初年度の確定申告は、以下の方法がございます。
 - 税務署での直接手続き
 - 税務署の確定申告書作成コーナーでe-tax（インターネット）を使用して確定申告書を作成・申請
 - 税務署へ郵送による手続き（例：国税庁のサイトから確定申告書を作成し、印刷して必要書類と合わせて税務署に郵送）
 - 国税庁のサイト上で確定申告書を作成し、e-tax（インターネット）で申請

※住宅借入金等特別控除お手続き必要書類等の例

- ・源泉徴収票 ・売買契約書または請負契約書 ・住民票 ・登記事項証明書
- ・住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書（「証明書方式」の場合） ・労働金庫普通預金通帳 等

< お客さま宛の通知物について >

ご融資のご利用後、次の通知をお客さまのご自宅宛に送付させていただきます。

○ 返済予定表

金利種類	返済予定表に記載される対象期間
固定金利	貸出期日までの全期間
変動金利	半年
固定金利選択型の固定金利特約	固定金利特約期間終了日まで * 特約期間終了後、変動金利とした場合、半年

※ インターネットバンキング<ろうきんダイレクト>をご利用の方におかれましては、上記「返済予定表」について郵送等による通知に替えて、インターネットバンキング<ろうきんダイレクト>にて閲覧することができます。

- 「年末残高証明書」 ※「証明書方式」による「住宅借入金等特別控除」の適用の場合
初年度分についてはお借入れされた翌年の1月下旬頃に、翌年度以降は毎年10月下旬頃に郵送いたします。

○ 特約終了のおしらせ

固定金利選択型の固定金利特約について、固定金利特約期間終了前に郵送いたします。

○ 完済通知

融資完済時に郵送いたします。

※インターネットバンキング<ろうきんダイレクト>をご利用の方であっても、融資のご返済・ご確認に関するもの、事故防止を目的とする新規及び変更契約の内容確認に関するお知らせ等は、ご自宅へ郵送させていただく場合がございます。

＜ 団体信用生命保険にご加入の方へ ＞

1. 変更等の手続

原則、お借入後に団体信用生命保険の契約内容を変更することや契約による脱退事由以外で任意に脱退することはできませんので、よく検討のうえお申込ください。特別な事情がある場合には、個々の事情経緯を確認のうえで保険会社が取扱いの可否を判断しますので、窓口までご相談ください。

特別な事情がある場合であっても、ご希望の内容の手続ができない場合もありますので、予めご了承ください。

万一、給付対象の事象が発生した場合は、速やかに労働金庫までご連絡ください。

2. ろうきん団信・夫婦連生、夫婦連生就業不能保障団信、夫婦連生がん団信にご加入の方へ

ろうきん団信・夫婦連生、夫婦連生就業不能保障団信、夫婦連生がん団信にご加入のいずれかの被保険者について、所定の年齢に達した場合または連帯債務から脱退した場合、以降は他方の被保険者お一人での加入となります。

この場合でも、ろうきん団信・夫婦連生、夫婦連生就業不能保障団信、夫婦連生がん団信適用時の上乗せ金利は継続いたしますのでご了承ください。

3. 連帯債務者として団体信用生命保険にご加入の方へ

連帯債務のうち、片方の債務者について所定の支払い事象に該当し団体信用生命保険の保険金支払いがされた場合、もう一方の連帯債務者についてローンご返済が免除される部分が一時所得とみなされ所得税の課税対象となる場合があります。

詳しくはお客さま最寄りの税務署または税理士等にお問合せ願います。

＜ ご返済が終了した場合について ＞

【抵当権抹消登記が必要です】

融資のご返済が終了しますと、抵当権の抹消についてご案内させていただきます。

なお、抵当権を抹消するための登記手続き費用は、お客さまのご負担となります。

ご自分で法務局に出向いて抵当権抹消登記のお手続きをすることもできますが、専門的な知識が必要になりますので、司法書士の方に依頼されることをおすすめします。

お客さまのお申し出により、労働金庫が紹介する司法書士に、抵当権抹消登記の手続きを依頼することができます。

※抹消登記必要書類等（○は労働金庫よりお渡しする書類です。）

- 抵当権設定契約証書 ○ 抵当権設定契約解除証書 ○ 抹消登記委任状 ○ 資格証明書
- 印鑑 ● 手数料 等

※法務局により、オンライン指定庁として登記されている場合は抵当権設定契約証書に代わり、「抵当権登記識別情報通知」が必要になります。くわしくは窓口にお問い合わせください。

＜ こんなときは労働金庫までお申し出ください ＞

1. 返済途中で住宅を売却するとき…

返済途中で住宅を売却するときは、必ず窓口までお申し出ください。

無断で融資住宅を他人に売却されますと、労働金庫とお客さまの間で取り交わした契約に違反することになり、融資金の全額をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。

2. 返済途中で住宅を他人に譲り渡すとき、事情により賃貸するとき、空き家にするとき…

返済途中で住宅を他人に譲り渡すときは、必ず窓口までお申し出ください。

無断で融資住宅を他人に譲渡されますと、労働金庫とお客さまの間で取り交わした契約に違反することになり、融資金の全額をお返しいただくこととなりますのでご注意ください。

また、事情により住宅を他人に賃貸される場合、空き家にされる場合にも必ずご相談願います。

3. 氏名、住所、電話番号またはお勤め先等が変わったとき…

氏名、住所、電話番号、職業、勤務先の電話番号などが変わったときは、必ず窓口までお届けください。また、連帯債務者、連帯保証人の方についても同様です。

4. 住宅の一部を増改築したいとき、取り壊すとき…

融資住宅の一部を増改築したいとき、取り壊すときは、事前に申請が必要になりますので、労働金庫までお申し出ください。

なお、増改築の際に無担保住宅ローンも利用できます。労働金庫までご相談ください。

5. 連帯保証人・連帯債務者の方がお亡くなりになったとき…

連帯保証人・連帯債務者の方がお亡くなりになったときは、必ず窓口までお申し出ください。なお、連帯債務者の方が団体信用生命保険に加入されている場合は、保険金請求手続きが必要になります。

6. 建物が災害により被害を受けたとき…

火災等の被害にあわれた場合は契約された損害保険会社代理店等、および労働金庫窓口まで連絡ください。

7. ご返済でお困りのとき…

ご返済が滞る前に、窓口までご相談ください。勤労者生活支援特別融資制度、法律相談会、税務相談会などもご用意しています。

【勤労者生活支援特別融資制度】

ローン利用中に勤務先の業績悪化に伴い収入が減少したり、勤務先の倒産やリストラによる退職・転職・出向により返済が困難になった場合

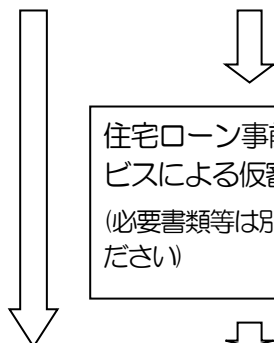
- ・毎月返済とボーナス返済割合の組替え
- ・ボーナス返済の廃止と毎月返済への組替え
- ・一部繰上返済による返済額の減額
- ・返済期限の延長による返済額の減額
- ・一定期間の元金返済の据え置き
- 等のご相談ができます。

※なお、審査によりお引受できない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

お申込から手続完了までの流れと必要な書類

資金計画のご相談

住宅ローン事前相談サービスによる仮審査申込み
(必要書類等は別途ご相談ください)



正式申込み (本申込)

融資審査 担保物件の現地調査

ご融資の契約手続き

(根) 抵当権の設定登記等

ご融資 (お客様の労働金庫普通預金口座へご入金します)

ご返済開始 (初回返済は、原則として融資日の翌月となります)

お申込時必要書類等 (例)

- お申込書類一式 (労働金庫所定の用紙・実印を使用ください)
 - ① 運転免許証 (本人/連帯債務者/連帯保証人/物上保証人)
 - ② 印鑑証明書 (本人/連帯債務者/連帯保証人/物上保証人)
 - ③ 住民票
 - ④ 源泉徴収票・所得証明書・住民税決定通知書のいずれか (本人/連帯保証人/連帯債務者)
前年のもの [ただし、例えば申込みが10月で融資が3月の場合など年をまたぐ場合は、改めて新しい源泉徴収票等をご提出いただきます。審査時年収を下回っている場合は、収入に関する審査を再度させていただきます。]
 - ⑤ 土地家屋名寄帳 [課税台帳補助簿]
 - ⑥ 不動産担保物件付近の公図
 - ⑦ 不動産担保物件の全部事項証明書 (土地・建物)
 - ⑧ お借入目的のわかる書類
 - 見積書 ○ 案内書・チラシ等
 - 建物図面または間取図 ○ その他
 - ⑨ 工事請負契約書
 - ⑩ 売買契約書
 - ⑪ 重要事項説明書
 - ⑫ 土地賃貸借契約書
 - ⑬ 農地転用許可書
 - ⑭ 確認通知書または建築工事届
 - ⑮ マンション管理規約
 - ⑯ 担保建物の火災保険 (共済) 証券 (写し)
- お借り換えの場合は
- ⑰ お借入れ明細書、返済予定表
 - ⑱ 返済口座お通帳写し (原則直近月より6ヶ月以上)

ご契約時必要書類等 (例)

- ご契約書類一式 (労働金庫所定の用紙)
- 担保物件の権利証・登記識別情報通知 (土地/建物)
- 印鑑証明書 (本人/連帯債務者/連帯保証人/物上保証人)
- (根) 抵当権設定書類一式 (労働金庫所定の用紙)
- 労働金庫普通預金通帳
- 労働金庫お届け印鑑
- 業者等振込先の確認資料

< ご相談・お問い合わせ窓口 >

ご契約内容や商品に関するお問い合わせ先

電話番号	受付時間
0120-1919-48 (フリーダイヤル)	月～金 9:00～17:00 土・日 10:00～17:00 (祝日、振替休日(土・日曜日が祝日の場合は営業)、 5/3～5/5、12/31～1/3を除く)

ご契約内容や商品に関する苦情

電話番号	受付時間
0120-606-150 (フリーダイヤル)	月～金 9:00～17:00 (土・日・祝日、12/31～1/3を除く) ※ 苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを 用意しておりますのでお申し付けいただくか、長野県 労働金庫ホームページをご覧ください。

商品・サービスの情報、資料請求、最新の店舗情報

長野県労働金庫ホームページ
<https://www.nagano-rokin.co.jp/>

< 第三者機関に問題解決を相談したい場合 >

弁護士会の仲裁センターにご相談いただくためのご紹介もいたします。

なお、お客さまが直接弁護士会へ申し出ることも可能です。

ご連絡先	電話番号	受付時間
【ろうきん相談所】 (一般社団法人 全国労働金庫協会内)	0120-177-288 (フリーダイヤル)	平日 9:00～17:00
【仲裁センター】 東京弁護士会紛争解決センター	03-3581-0031 (通話料有料)	
【仲裁センター】 第一東京弁護士会仲裁センター	03-3595-8588 (通話料有料)	
【仲裁センター】 第二東京弁護士会仲裁センター	03-3581-2249 (通話料有料)	